

平成 23 年 5 月 13 日

各 位

金融円滑化に係る取組状況について

株式会社 静岡中央銀行（社長 奥田 一）では、従来より「お客様中心主義」の基本方針のもと、地域金融の円滑化が地域金融機関の最大の使命と認識し、中小企業者のお客様からの資金需要や貸出条件の変更等に関するご相談や、住宅資金をご利用のお客様からのご返済負担の軽減のご相談等に対し真摯に対応してまいりました。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」第 4 条及び第 5 条に基づく貸付け条件変更等の実施状況（平成 21 年 12 月 4 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）につきまして、以下の通りご報告致します。

記

1. 法施行以降（平成 21 年 12 月 4 日以降）平成 23 年 3 月 31 日までの実績

お客さまが中小企業者である場合

単位：件、百万円(金額単位未満は切捨)、()内は申込みに対する比率(%)

	お申込み		実 行		審 査 中		謝 絶		取 下 げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
全 体	3,175 (100)	69,939 (100)	2,837 (89.3)	63,069 (90.1)	132 (4.1)	3,752 (5.3)	113 (3.5)	1,589 (2.2)	93 (2.9)	1,527 (2.1)
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	810 (100)	39,363 (100)	754 (93.0)	36,067 (91.6)	21 (2.5)	2,307 (5.8)	12 (1.4)	372 (0.9)	23 (2.8)	615 (1.5)

お客さまが住宅資金借入者である場合

単位：件、百万円(金額単位未満は切捨)、()内は申込みに対する比率(%)

	お申込み		実 行		審 査 中		謝 絶		取 下 げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
全 体	171 (100)	3,283 (100)	145 (84.7)	2,981 (90.7)	10 (5.8)	130 (3.9)	9 (5.2)	107 (3.2)	7 (4.0)	63 (1.9)

※件数は債権単位、金額は申込み時点の債権額です。「貸付け条件変更等」の定義は、『中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令』に基づき計上しております。

2 . 同法第4条及び第5条に基づく措置の実施状況

平成 21 年 12 月 4 日から平成 23 年 3 月 31 日までの詳細資料については、別表をご覧ください。また、各営業店に備え置きしてありますので、お気軽にお声掛け下さい。

別表 1 . 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額（中小企業者のお客さま）

別表 2 . 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数（中小企業者のお客さま）

別表 3 . 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額（中小企業者のお客さまで、他の金融機関にも貸付債権がある場合）

別表 4 . 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数（中小企業者のお客さまで、他の金融機関にも貸付債権がある場合）

別表 7 . 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額（住宅資金お借入れのお客さま）

別表 8 . 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数（住宅資金お借入れのお客さま）

以上

【 本件に関するお問い合わせ先 】

融資部 金融円滑化相談窓口（担当：河輪）TEL 055 - 962 - 2921

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔中小企業者のお客さま〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	5,289	15,146	25,832	39,015	55,342	69,939
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	3,241	8,292	15,026	22,499	31,937	39,363
うち、実行に係る貸付債権の額	961	7,091	13,779	19,982	29,237	36,067
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	36	62	369	372
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	2,199	944	616	1,857	1,732	2,307
うち、取下げに係る貸付債権の額	81	256	595	596	596	615
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	2,048	6,854	10,805	16,516	23,405	30,575
うち、実行に係る貸付債権の額	379	5,473	8,718	14,277	19,956	27,002
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	118	304	603	1,216
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	1,656	886	1,431	1,214	2,049	1,445
うち、取下げに係る貸付債権の額	12	493	537	719	795	912

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔中小企業者のお客さま〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	175	692	1,200	1,779	2,475	3,175
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	47	183	304	465	669	810
うち、実行に係る貸付債権の数	15	150	265	410	596	754
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	1	4	10	12
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	30	26	18	30	42	21
うち、取下げに係る貸付債権の数	2	7	20	21	21	23
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	128	509	896	1,314	1,806	2,365
うち、実行に係る貸付債権の数	37	399	712	1,125	1,559	2,083
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	14	29	54	101
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	90	84	136	108	134	111
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	26	34	52	59	70

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔中小企業者のお客さまで、他の金融機関にも貸付債権がある場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	2,214	5,133	7,136	9,675	14,105	16,798
うち、実行に係る貸付債権の額	534	4,741	6,921	8,962	12,760	15,808
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	11	11	14
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	1,680	288	53	540	1,173	814
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	104	160	160	160	160

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔中小企業者のお客さまで、他の金融機関にも貸付債権がある場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	35	126	177	258	357	429
うち、実行に係る貸付債権の数	10	112	168	243	321	415
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	2	2	4
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	25	13	5	9	30	6
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1	4	4	4	4

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表7) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔住宅資金お借入のお客さま〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	256	942	1,805	2,362	2,804	3,283
うち、実行に係る貸付債権の額	32	623	1,456	2,098	2,529	2,981
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	1	1	22	107	107
うち、審査中の貸付債権の額	223	313	320	213	132	130
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	4	28	28	34	63

(別表8) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔住宅資金お借入のお客さま〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	11	42	92	122	144	171
うち、実行に係る貸付債権の数	1	24	66	100	122	145
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	1	3	9	9
うち、審査中の貸付債権の数	10	15	21	15	8	10
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2	4	4	5	7